

入札説明書に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
1	31	別紙3	1	(1)	-	設計及び建設業務の対価	「落札後に交付金の金額が決定となることから、サービス購入料Aの金額が落札後に入札時の金額と異なる可能性があることに留意すること。」との記載がありますが、交付金額が減額となりサービス購入料Aが減額された場合、追加で資金調達が必要になります。交付申請は長岡市様にて実施されますので、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用については別途で長岡市様にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	31	別紙3	1	(1)	-	設計及び建設業務の対価	サービス購入料Aのお支払いにおいて、交付金および起債の額には、消費税分がどちらも含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	売電代行委託料収入を事業者の収入として今回追加いただいておりますが、現在長岡市様からご提示いただいているごみ量、ごみ質を基に算定すると、想定される売電量に比して基準売電電力量（3,312,165kWh/年）が低く、売電代行委託料収入が見込めません。一方、搬入ごみ量・ごみ質の変動により売電量が大幅に変動してしまい、事業に影響するリスクとなります。 事業条件を以下のとおり変更いただき、リスク低減措置をとっていただくようご検討をお願いします。  <事業収入> ①VFM向上のため、基準売電電力量より超過する売電電力量は全て事業者帰属とするなど、事業者へ帰属する量を協議願えませんでしようか。 ②ミニマムギャランティの対象となる基準売電電力量（3,312,165kWh/年）を、想定される売電量相当まで増加いただけないでしょうか。具体的な値は第1回対話時にご提示いたします。  <売電リスク> ③処理対象ごみ量について、将来推計量の100%で搬入保証いただけないでしょうか。 ④バイオマス比率の変動は事業者でコントロールできないリスクです。このため、バイオマス比率を61.1%で保証いただき、バイオマス比率が低下した場合は長岡市様にて費用負担いただけないでしょうか。（バイオマス比率61.1%を超過した場合は、超過分を清算） ⑤ごみ質は基準ごみ質のごみが搬入されるものとして、事業計画（長期収支）を作成し金融機関とも協議いたします。従いまして、ごみ質の変動に対しては、月毎のごみ質分析の結果等にて精算させていただけないでしょうか。	基準売電電力量の売電収入相当額は予定価格から引いた上で、基準売電電力量の超過分の半分が事業者の収益となるスキームです。そのため、基準売電電力量が低い方が事業者の収益が増加するため望ましいと考えています。  <事業収入> ①については、入札説明書に示すとおりとします。 ②について、基準売電電力量は入札説明書に示すとおりとします。  <売電リスク> ③入札説明書に示すとおりとします。 ④精算時の売電単価については、毎月ごみ質分析の結果によるバイオマス比率と非バイオマス比率により合成した単価を使用します。なお、提案時の単価は、バイオマス比率61.1%として算出してください。 ⑤上記④に示すとおりです。バイオマス比率、非バイオマス比率による単価の変動は毎月のごみ質分析結果を踏まえた算定になります。
4	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	売電代行委託料収入は売電収入から収受することと記載されていますが、ある月の売電量が基準売電電力量を下回った場合にも、基準売電電力量相当額（=基準売電電力量（3,312,165kWh/年）×売電単価）がミニマムギャランティとして長岡市様から事業者へ支払われるという理解でよろしいでしょうか。	基準売電電力量に達していない分の相当額（電力量×単価）を市が補填することはしません。売電収入の帰属は市、売電代行委託料の帰属は事業者ですが、電力会社と契約し、電力会社から売電収入の支払いを受けるのは事業者となります。そのため、基準売電電力量を下回った場合においても、事業者が売電代行委託料のミニマムギャランティとして電力会社より売電収入分を収受します。
5	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	基準売電電力量料相当額およびインセンティブ対象売電電力量料相当額におけるバイオマス分の単価は、事業期間を通じて17円/kWhで固定とし、FIT制度変更等により変更がある場合は長岡市様にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
6	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	サービス購入料の支払いが四半期に1回であることから、売電代行委託料（基準売電電力料＋インセンティブ対象売電電力料）の確定も、月単位ではなく、四半期単位で確定いただけないでしょうか。 実際の月毎のごみ処理量については、年間運転計画とは必ずしも合致しないことが想定され、月毎の売電量も年間計画から大幅に変動することも想定されることから、月毎で売電代行委託料を確定する場合は事業者のリスクが高まります。	入札説明書に示すとおりとします。
7	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	売電代行委託料が月毎の売電量に応じて決まることになっていることから、ごみ量の搬入保証も年度単位ではなく、月毎の搬入量で保証いただくことを検討いただけないでしょうか。 なお、質問No. 11のとおり、仮に売電代行委託料を四半期単位で確定いただける場合は、四半期毎での保証でも問題ございません。	月ごとの搬入量保証はできません。
8	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	「入札参加者は上記のインセンティブ対象売電電力料相当額に基づき事業者が収受できるインセンティブ委託料（以下「インセンティブ対象売電電力料相当額（事業者収受分）」という）を提案し、入札価格に反映するものとする。」とありますが、入札価格には基準売電電力料相当額とインセンティブ対象売電電力料相当額の合計を反映するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	35	別紙3	1	(3)	ウ	売電代行委託料の算定方法	バイオマス比率について、「事業期間を通じて非バイオマス比率 38.9%として算定する。」と記載されており、第22-2号様式別添⑦中でもバイオマス比率は61.1%、非バイオマス比率は38.9%と記載されています。 一方で要求水準書（設計建設編）P. 41、表4に記載のごみ質で計算した場合のバイオマス比率は63.8%となり、非バイオマス比率は36.2%となります。 第22-2号様式別添⑦の算定に使用するバイオマス比率はご指定の61.1%という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	38	別紙3	2	(3)	-	運営期間中の物価変動	イ 売電委託料の改定（イ）物価変動の判断に用いる指数「物価変動判断に用いる指数としては、「消費税を除く国内物価指数－電力・都市ガス・水道（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）の「電力」を原則とするが、（以下省略）」と記載されていますが、小売電力事業者の単価は国内物価指数「電力」に連動していないのが実情です。つきましては、毎年の物価変動見直し時に小売電力事業者から見積を取り、長岡市様とのご協議で物価変動を反映させていただきたく、よろしく申し上げます。	落札者決定後の協議によります。
11	46	別紙5	3	(1)	-	参加人数	入札参加者の責任者とは、入札参加表明書に記した代表企業の代表者または第6号様式で委任を受けた受任者のいずれかを示していると理解してよろしいでしょうか。この場合、当該責任者が出席できない場合には代理人もしくは復代理人を選定したことを記載した委任状をご提出することでよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、原則、入札参加表明書の代表者又は第6号様式で本事業の入札に関することを委任した代理人は出席してください。やむを得ない事情がある場合は、市に事前にご連絡ください。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	節	1	(1)	1)	項目名	質問内容	回答
1	18	1	5	8	表2	-	確認性能試験	P.187 「表39 空気調和設備の温度条件」において、湿度条件が成行となっていますが、P.18 表2の性能保証項目では湿度が空調設備の保証値として記載されています。湿度は成行を正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	30	1	9	3	(2)	-	残存工作物等	「工事用地に本工事の障害となる工作物等（別紙杭位置図で示す残置杭は除く）の存在が確認された場合は、市の承諾を得て適切に撤去処分する。」とありますが、その際の撤去費用は長岡市様が負担していただくと理解してよろしいでしょうか。また、それに伴う工期延長は認められると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等からかかる工作物の存在が予想できないことを明らかにすることが可能で、かつ処分に相当の期間を要するものである場合に限り、各種の公共積算基準を優先として積算された範囲内において、費用・工期への影響について本市負担分を別途協議します。それ以外は、増額・工期延長ともに認められません。
3	30	1	9	3	(3)	-	地中障害物	「工事用地に本工事の障害となる何らかの地中障害物の存在が確認された場合は、市の承諾を得て適切に処分する。また、予期せぬ大規模な工作物が存在した場合は、別途協議を行う。」とありますが、処分にかかる費用は、長岡市様が負担していただくと理解してよろしいでしょうか。また、それに伴う工期延長は認められると理解してよろしいでしょうか。	予期せぬ大規模な工作物以外については、増額・工期延長ともに認められません。予期せぬ大規模な工作物については、各種の公共積算基準を優先として積算された範囲内において、費用・工期への影響について本市負担分を別途協議します。ここで、予期せぬ大規模な工作物とは、入札説明書等からかかる工作物の存在が予想できないことを明らかにすることが可能で、かつ処分に相当の期間を要するものであることにご留意下さい。
4	30	1	9	3	(4)	-	土壌汚染対策	「土壌汚染対策法に基づき必要となる調査、土地の形質変更の届出等の手続き及び対策工事を適切に行う。ただし、土壌汚染対策法上の対策工事が必要となる場合は、対策費については別途協議を行う。」とありますが、対策費は長岡市様が負担していただくと理解してよろしいでしょうか。また、それに伴う工期延長は認められると理解してよろしいでしょうか。	事業者は、土壌汚染対策法上必要となる対策工について、工期・対策費が総合的に最も合理的な対策工法を計画のうえ、本市の承諾を得た上で施工する必要があります。本市は、本計画に基づき、各種の公共積算基準を優先として積算された工事費の範囲において、別途費用負担します。
5	32	1	9	3	(17)	-	敷地周辺設備の引き込み	「本事業に必要な敷地周辺インフラ整備について、敷地境界までの引き込みに係わる手続き等の全てを行う。ただし、東北電力と系統連系に関する契約締結後、東北電力が送電等の敷地境界までの引き込みに要する工事費負担金は市が別途負担する。」とあります。下水道についても敷地境界線までの引き込みに要する費用は長岡市様が別途負担していただくようお願いします。	要求水準書のとおりとします。
6	32	1	9	3	(20)	-	関連工事	旧中之島グリーンセンター及び中之島し尿処理施設解体工事で残置された杭等の工作物のうち、本事業新ごみ処理施設建設に支障にならないものは前回入札時同様に残置してよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	38	2	1	1	(7)	-	全体計画	「施設の要求性能は、国土交通省の「官庁施設の基本性能基準」等によるものとし、分類を設定するものは、次によるものとする。」とありますが、他施設の実績に基づき以下の分類にて変更していただくようお願いします。 5) 耐風に関する性能・・・分類Ⅱ→Ⅲ 6) 建築非構造部材の耐風に関する性能・・・分類Ⅱ→Ⅲ 7) 建築設備の耐風に関する性能・・・分類Ⅱ→Ⅲ  また、耐火に関する性能は分類Ⅲとなっています。本施設は一般の建築物と異なり、大空間に焼却炉を有する特殊な建築物です。そのためP.39に記載がある通り耐火対策設備も含め、耐火、防火性能については官庁施設の基本性能基準によらず、所轄消防署および建築主事の指導に従うものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書のとおりとします。後段については、所管官公署の指導と矛盾しない範囲で耐火性能基準も有効です。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	節	1	(1)	1)	項目名	質問内容	回答
8	39	2	1	1	(10)	-	全体計画	「将来、市が敷地内において（本事業の工事区域以外）本事業とは別に発電後の余熱を利用した余熱利用事業が可能となるよう計画する。」とあります。 本余熱利用に起因して発電量が減少し、売電代行委託料収入が減る場合は別途精算していただけると理解してよろしいでしょうか。	発電量に影響のない範囲での余熱利用事業となるよう、予め事業者と協議することを想定しています。 その上で、実際に余熱利用事業に起因して発電量が減少する場合は、別途協議します。
9	41	2	2	1	(2)	-	計画ごみ質	要求水準書や様式集に高質、基準、低質の低位発熱量が記載されています。一方、表4の低位発熱量は環整95号ベースと実測(JIS M8814(2003))の2種類が示されています。要求水準書や様式集の低位発熱量は、環整95号ベースの計算値でなく、実測(JIS M8814(2003))の数値と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	62 148	3 4	2 2	2 2	(5) (5)	1) 1)	プラットフォーム幅員	「幅員 有効20m程度」とありますが、要求水準書に記載されている特記事項を満たした上で、P.43に記載の搬入出車両の条件及び実績から有効17mを提案してもよろしいでしょうか。	有効20mの範囲については、20m±2mとします。
11	64	3	2	5	-	-	ごみビット	ごみビット容量は「有効容量（ごみ投入口シュート下レベルまで）は、8日分以上とし・・・」、「4,400m <sup>3</sup> 以上」と記載されており、またごみビット容量算定用の単位体積重量は0.14t/m <sup>3</sup> と記載されております。ごみビット容量及び容量算定用の単位体積重量は事業者が実績をもとに提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
12	67	3	2	7	(12)	5)	ごみクレーン 特記事項	「予備バケット置き場を設け、適切に格納すること。」とありますが、P.66にバケット数量は2基以上とあります。ごみクレーンとバケット数量を同数とし、予備バケットを設けない場合は、予備バケット置き場は設けないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	102	3	6	7	(4)	8)	煙突 特記事項	「煙突と建屋を一体型とする場合の外筒は、工場棟と一体となった鉄骨造（コンクリート成形板、ホーロー建材又はALC板）とすること。」とありますが、意匠性への配慮を前提に、建材は塗料を焼き付けた塗装鋼板類の使用も可能と考えてよろしいでしょうか。	意匠性の他、塗装鋼板類が、耐久性、防汚性、断熱性について、要求水準と同等以上の性能と認められる場合は、事業者の提案に委ねます。
14	119	3	10	1	(12)	-	電源計画	既存消雪設備の電動機容量(kW)および一日当たりの運転時間(〇〇時～〇〇時)をご教示願います。	電動機容量(kW)については、別紙12のとおりです。運転時間については、降雪検知器による自動運転となります。なお、電力量の実績は別紙27のとおりです。
15	142	3	13	4	-	-	洗車装置	「臭気対策として、屋根及びシャッターを設け、設置場所は適切な場所を選定すること。」とありますが、積雪対策の屋根のみ設置とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
16	142	3	13	4	(3)	1)	洗車装置 同時洗車台数	同時洗車台数は4台以上とされていますが、事業者にて提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	165	4	6	2	-	-	排気集じん脱臭設備	悪臭に関する性能基準を満たすことが出来れば、不燃・粗大ごみ処理施設の脱臭設備の設置を不要とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
18	174	5	1	1	(1)	-	工事範囲	「車庫棟」とありますが、想定されている台数と車種がありましたらご教示願います。想定されている車両がない場合、前回入札時同様に必要に応じて設けるとしてよろしいでしょうか。	前段については、想定はしておりません。後段については、ご理解のとおりです。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	節	1	(1)	1)	項目名	質問内容	回答
19	175	5	1	1	(2)	-	車両動線	「敷地出入口から本施設への車両動線は、積雪対策としての融雪装置を設置すること。」とありますが、積雪により運営に支障をきたさないよう、ごみ収集車・一般持込車の動線に対しての対策と理解してよろしいでしょうか。	融雪装置については、積雪により施設の運営に支障をきたす可能性のある車両動線へ設置してください。
20	175	5	1	1	(6)	2)	寒冷地対策	「窓、出入口等の開口部及び接地床は、断熱に配慮する（居室等で外部と接する開口窓は、二重以上のサッシュとする。）」とあります。一方でP.181(5)3)には「冷暖房の対象とする居室窓ガラスは、複層ガラスとすること。」とあります。 「冷暖房の対象とする居室窓ガラスは、複層ガラスとすること。」を正とし、寒冷地対策として複層ガラスで断熱性を確保すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	179	5	1	4	(2)	-	構造計算	「原則として、建屋は、構造種別、高さにかかわらず、建築基準法施行令「高さ 31m を越え、60m 以下の建築物」に指定された計算手順により行うこと。」とありますが、ここでの建屋とは工場棟であり、計量棟、洗車棟、管理棟は含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	186	5	2	2	(6)	-	防災調整池	「・・・防災調節池が必要となる場合の費用は別途協議とする。」とありますが、その際の設計・設置費用は長岡市様が負担していただけると理解してよろしいでしょうか。また、それに伴う工期延長は認められると理解してよろしいでしょうか。	防災調節池の設置が必要となった場合の工事費は、各種の公共積算基準を優先として積算された工事費の範囲において、別途費用負担します。 本工事に起因して工期の延長は認められません。
23	-	-	-	-	-	-	-	現地にて井水サンプリング調査を実施させていただきたく、よろしく申し上げます。詳細は長岡市様と調整させていただきます。	要求水準書別紙11を参照ください。なお、データが不足する場合は、市より許可を得たうえで、井水について採水することを可能とします。

要求水準書（管理・運営編）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	節	1	(1)	1)	項目名	質問内容	回答
1	4	1	2	13	-	-	災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、SPCはその処理処分に対処すること。」とありますが、搬入される状態としては長岡市様の定める施設の搬入基準を満たす状態と考えてよろしいでしょうか。また搬入基準を満たしていない状態で搬入され、前処理が必要となった場合は別途精算願います。	現時点では、震災その他不測の事態により生じる廃棄物が施設の搬入基準を満たすかは保証しかねます。 震災その他不測の事態により生じる廃棄物の処理に当たり、管理運営方法・体制について、本施設の通常範囲内での負荷を超えて、別途処理前での対策が必要な場合は、当該対策に係る費用は、変動費とは別に負担します。

様式集に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	様式	別添No.	項目名1	項目名2	質問内容	回答
1	-	第22-2号	別添⑧	長期収支計画書	事業年度	事業年度が4月から3月の1年間との理解でよろしいでしょうか。この場合、法人税の支払い等が発生するため、平成51年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	事業年度はご理解のとおりです。提案時に提出する様式については、注釈7を含め、本様式に従い、作成してください。
2	-	第22-2号	別添⑧	長期収支計画書	資金運用収益	資金運用収益は、預金の受取利息でしょうか。長岡市様で想定されている費目がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。その他必要と考えられる場合に計上してください。
3	-	第22-2号	別添⑧	長期収支計画書	市の支払うサービス購入料	以下の理由から、別紙⑧の「2. 資金計算書」はサービス購入料も含めて支払いベースで算出させていただけないでしょうか。 「※7 便宜上、サービス購入料のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期に対応させて算定すること。」とございますが、その場合、サービス購入料以外の収支（建設一時払金収入や借入金等）も関連して発生ベースで計上する必要が生じ、本来のキャッシュフローの意味をなさなくなるものが懸念されます。さらに、資金調達を行うための金融機関に提出する事業計画は支払いベースで算出する必要があるため、本様式にて長岡市様に提出する事業計画と不整合が生じることになり、ご契約後の関係者間での情報共有が難しくなることが懸念されます。  なお、別添⑧の下段の「市の支払うサービス購入料」の欄については、長岡市様からのサービス購入料の支払年度ではなくサービス購入料の発生年度（債権確定年度）に金額を入力することは可能です。	注釈7に従い、業務実施年度に合わせた算定としてください。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	-	-	-	-	事業契約書（案）	事業契約書（案）内に記載されている「損害、損失又は（及び）費用」には、「合理的な範囲」において金融費用等、運営費等、受注者に追加で発生した一切の費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲と判断されるものについては、市が負担します。
2	18	第35条	2	(1)	工事の一時停止	長岡市様の責めに帰すべき事由により工事が一時停止した場合に事業者へ直接生ずる損害、損失又は費用について、長岡市様は施設整備費（定義によれば、サービス購入料AとBの合計）を増額するなどにより事業者に対して当該損害、損失又は費用を支払うことになっていますが、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用については別途長岡市様にサービス購入料Aとして一括払いとしていただきたくお願いします。	記載のとおり、協議によります。
3	18	第35条	2	(1)	工事の一時停止	市の責めに帰すべき事由による場合は、市が施設整備費を増額するとありますが、具体的にはサービス購入料Aでしょうか、若しくはBでしょうか。	No2を参照ください。
4	18	第37条	1	(1)	工期変更の場合の費用負担	長岡市様の責めに帰すべき事由による工期変更の場合に事業者へ直接生ずる損害、損失又は費用について、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して当該損害、損失又は費用を支払うことになっていますが、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用については別途長岡市様にサービス購入料Aとして一括払いとしていただきたくお願いします。	記載のとおり、協議によります。
5	18	第37条	1	(1)	工期変更の場合の費用負担	サービス購入料の増額が割賦で支払われることとなる場合、事業者の借入増額に繋がり、金利負担増加等によりキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、借入増額に応じられない可能性があり、その場合、事業者の資金繰りが立ち行かなくなる虞があります。ついては、サービス購入料の増額については一括での支払いをご検討いただくことは可能でしょうか。	No4を参照ください。
6	20	第41条	1	-	運営開始の遅延	長岡市様の責めに帰すべき事由による運営開始の遅延の場合、事業者へ直接生ずる損害、損失又は費用について、長岡市様から事業者へ直ちに支払われない場合には追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用については別途長岡市様にサービス購入料Aとして一括払いとしていただきたくお願いします。	記載のとおり、協議によります。
7	20	第41条	1	-	運営開始の遅延	市の責めに帰すべき事由により支払われる損害、損失及び費用につきましても、上記No.2同様の理由により一括での支払いをご検討いただくことは可能でしょうか。	No6を参照ください。
8	20	第41条	2	-	運営開始の遅延	「市の責めに帰すべきことができない事由」を「事業者の責めに帰すべき事由」と変更いただくことは可能でしょうか。例えば、第35条2(1)においては、「市の責め」と「事業者の責め」と区分していることに対し、本号では「市の責めに帰すべきことができない」と事業者の帰責部分を拡大していることにつき、どのような事象を想定されていますでしょうか。	性能発注であることから、市に原因があるか、不可抗力、法令変更以外はすべて事業者のリスクとします。



事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
9	30	第64条	1	(1) (2) (3)	引渡日前の解除の効力	本契約が解除された場合に、各項において施設整備に要した費用の対価を支払うとされておりますが、当該費用としては、設計業務、建設業務、工事監理業務、SPCの設立費用・SPCの運営費用、金融費用等の解除時まで必要となった一切の費用を含むとの認識でよろしいでしょうか。	施設整備に要した費用の対価とは、施設整備費（サービス購入料A及びB）の金額が対象となります。そのため、工事監理業務やSPC設立費は含まれますが、SPCの運営費用は含まれません。
10	32	第65条	4	(1)	引渡日後の解除の効力	「当該対価と損害額とを相殺することにより」との規定があることにより、施設整備に係る対価の一部が事業者の事業リスクに晒されるため、事業者の資金調達コストが増加することが見込まれます。金融機関としては、「当該債権」は確定債権として、相殺はせずに、損害額については個別独立した請求とすることにしていただき、施設整備に係る対価全額を公共の信用力に依拠した資金調達を行うことにより、全体の事業コストが低下する考えますので、ご検討いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
11	32	第66条	1	(1)	損害賠償	「施設整備費から割賦金利相当額を控除した額の100分の10に相当する額」と規定されておりますが、負担額が極めて大きく、事業者及び金融機関のリスク負担が重く、事業者の入札に大きく影響するものと思われま。見直しにつきご検討いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
12	33	第66条	1	(2)	損害賠償	引渡日以後に、事業者の債務不履行により事業契約が解除された場合の損害賠償（違約金）は、年間の運営費の100分の10に相当する額という理解でよろしいでしょうか。事業期間総額の100分の10の場合は、事業者が拠出不可能な多額の資本金が必要になり、事業への参画が困難になります。	引渡日以後に発生する損害賠償（違約金）は、年間の運営費の100分の10に相当する額とします。
13	32	第66条	1	(2)	損害賠償	「運営費の100分の10に相当する額」と規定されておりますが、運営費とは総運営期間に渡る運営費の合計額を想定されているでしょうか。その場合、負担額が極めて大きく、事業者及び金融機関のリスク負担が重く、事業者の入札に大きく影響するものと思われま。見直しにつきご検討いただくことは可能でしょうか。	No12を参照ください。
14	36	第82条	1及び2の各号	-	要求水準書の変更	要求水準の変更に伴い事業者のコストが大幅に増大し、事業者の資金計画が立ち行かなくなる可能性があることから、要求水準の変更内容を限定する等の措置が必要と思われま。また、変更に伴いサービス購入料が増額される場合、上記No. 5及びNo. 7同様の理由から、一括での支払いをご検討いただくことは可能でしょうか。	前段について、要求水準書の変更は、第2項の各号の手続きに従います。後段について、支払いが変更になる場合には2項5号に基づき変更契約書に反映されます。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
15	36	第82条	-	-	要求水準書の変更	<p>要求水準書の変更により事業者側に追加費用が生じた場合、合理的な範囲において受注者に追加で発生した一切の費用は長岡市様でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、追加費用を負担いただける場合、設計および建設業務の対価について、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用も含めて長岡市様にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>サービス購入料Bで支払われる場合には、これにより追加で金利等の金融費用が生じた場合、長岡市様の負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	No14を参照ください。
16	38	別紙1	2	(2)	火災保険	<p>火災保険は事業者負担とありますが、運営期間中の本施設の所有権は長岡市様にあることから、長岡市様にて建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件損害共済会)などへの加入予定がある場合は、保険内容をご教示願います。</p> <p>なお、長岡市様が火災保険に加入される場合、補償範囲外の火災発生に対する保険を事業者が提案するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	市は共済に加入する予定ですが、市が共済に加入するか否かを問わず、契約に定める火災保険に加入してください。
17	40	別紙2	-	-	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	<p>「運営期間中に不可抗力が生じ、本施設の全部又は一部に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が1事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき運営費（第56条の規定による改定を考慮し、かつ第57条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし」とありますが、「事業年度において支払われるべき運営費」はサービス購入料C及びDを指し、売電代行委託料は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	サービス購入料C及びDは売電代行を考慮した上での金額となるため、売電代行委託料も含まれます。